

「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」 に盛り込む内容と構成について

○ ガイドラインの主な対象について

本ガイドラインは、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対する支援を行う者（自治体、NPO等）が、読み手となることを想定して作成してはどうか。

※ 子ども本人については、ガイドラインを踏まえ周知方法を別途検討

○ ガイドラインに盛り込む内容・構成について

第1回検討会の議論を踏まえて、以下のとおりとしてはどうか。

1. はじめに

○ これまで日本では、しつけの名のもとに体罰が行われてきているが、国際的には多くの国が体罰を禁止しているといった状況を紹介し、今回の法改正で体罰を禁止した背景について記載。

○ また、今回のガイドラインは、体罰等について正しく理解いただき、社会全体で体罰等によらない子育てを推進し、子育てに悩んだ時に支援等につながることを目的としている旨を記載。

2. しつけと体罰は何が違うのか

○ しつけと称して、体罰が行われている実態があるが、しつけと体罰は異なるということについての気づきを促し、どんなに軽い体罰であっても許されないことを記載。

（具体的な内容例）

- ・ 頬をつねるや長時間正座をさせるなども、体罰に当たる等の具体例もあわせて記載。

- ・ 暴言等についても、子どもの品位を傷つける行為であることを具体例もあわせて記載。

3. なぜ体罰等をしてはいけないのか

- 体罰等をしてはいけない理由について、子どもにとってどのような悪影響があるかということを中心に、保護者の理解を促すようにわかりやすく記載。

(具体的な内容例)

- ・ 体罰や暴言等は、子どもの成長・発達に悪影響があるということが、科学的に証明されていることを記載。
- ・ 子どもには健やかに育つ権利が保障されていることを記載。
- ・ 体罰等が引き起こす結果（子どもが気持ちを表現できなくなる、暴力が連鎖する、エスカレートして虐待につながる等）について記載。

4. 体罰等によらない子育てのための方策

- 体罰等によらない子育てについて、親の理解を深めるために、体罰をしてしまう様々な要因を明らかにしつつ、具体的な工夫のポイントや相談先について記載。

(具体的な内容例)

- ・ 体罰等をしてはいけないと思っていてもイライラしてつい手を上げてしまう場合や、自身のしていることが体罰だと認識していない場合など、保護者が体罰をしてしまう背景には、様々な要因があることを記載。
- ・ 体罰等をしてしまう要因を取り除くため、体罰等によらない子育てに関して具体的に工夫するポイントを周知する。例えば、子どもの気持ちを受容・傾聴し、肯定的な言葉で伝えることや、怒りをコントロールする方法など、身近に活用できるものを記載。
- ・ 子育ての悩み等をひとりで抱え込まないために、日頃から、周囲の人や市町村、児童相談所等に相談してもらえよう記載。